

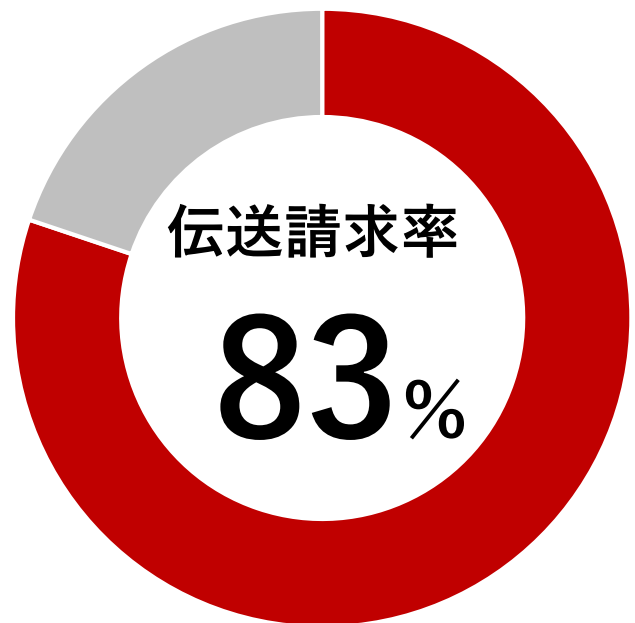
介護請求 みんなどんな方法で請求しているの？

山梨県の介護事業所[※]の

83%

が**伝送請求**をしています。

(インターネット請求)



すでに多くの介護事業所が伝送請求にしています。

詳しくは裏面へ



※令和5年8月に請求のあった介護事業所でみなし指定も含む。

◎ 伝送請求には、多くのメリットがあります。

① 毎月10日締切日の23：59まで提出できます。

- ✓ この時間までならデータの取消、修正をして再提出も可能です。

② 毎月の支払通知書など各種通知がすぐに受け取れます。

- ✓ システムから確認できるので、郵送に比べ3日程度早く受け取れます。

③ 毎月の郵送代、CD-R代が必要なくなります。

- ✓ 毎月の郵送代とCD-R代を比較すると伝送請求がお得です。※1

④ システム操作など困ったときのヘルプデスクがあります。

- ✓ トラブル時に相談できる専用の電話回線があるので安心です。※2

⑤ 「ケアプランデータ連携システム」が利用できます。

- ✓ 支援事業所とサービス事業所間でケアプランの一部情報をデータ連携できます。

※1 伝送請求には、3年間で13,200円（年間4,400円）の電子証明書発行手数料がかかります。

⇒毎月の請求にCD-Rを使用し、レターパックライトで郵送したと仮定した場合。

(CD-R：150円/月、1,800円/年、レターパックライト：370円/月、4,440円/年＝年間6,240円、3年間18,720円)

※2 このヘルプデスクは、国保中央会作成の「介護伝送ソフト」を使用している場合に限りです。

この機会に伝送請求はじめませんか？



○介護伝送ソフトの購入や購入前の相談については

介護伝送ソフト受付センター：0570-059-405

○上記以外については

山梨県国保連合会 介護福祉係：055-223-2119

本会ホームページ：山梨の国保→介護事業所の皆様へ→インターネット請求への移行について